

奈良県告示第三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、本郷土地改良区の清算人が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十九年四月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

退任清算人の氏名及び住所

西岡 友秋 宇陀市大宇陀本郷九三七

山岡 準一郎 〃 大宇陀迫間四五〇

福田 節司 〃 大宇陀本郷一七二八